

2021年5月17日

各位

野原ホールディングス株式会社

**新型コロナウイルス感染症  
緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用対象地域追加に伴う  
弊グループの基本方針について**

弊社をはじめとする野原グループは、政府が5月16日より、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき先般発出した「緊急事態宣言」の対象地域に北海道・広島県・岡山県を、「まん延防止等重点措置」の適用地域に群馬県・石川県・熊本県を追加したことを社会の一員として重く受け止め、感染拡大防止により一層努めるため、下記の方針を基本に在宅勤務等を活用し、感染拡大防止により一層努めて参ります。

関係者の皆さまにはご心配・ご迷惑をおかけしますが、従業員およびお取引先の皆さまの安全を確保するため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 基本方針

- (1) 感染防止の基本事項の継続的な励行（従業員およびその家族、お取引先をはじめとするステークホルダーの安全に配慮した感染予防対策）
  - ・感染リスクが高まる「5つの場面」など「三つの密」の回避
  - ・手洗い
  - ・うがい
  - ・マスクの着用
- (2) 「緊急事態宣言」の対象地域および「まん延防止等重点措置」の適用地域を拠点とする組織または当該地域(※1)に居住する社員
  - ・ 出社勤務比率 2割
  - ・ できうる限りの在宅勤務を継続
  - ・ 通勤は時差出勤を推奨

2. 対象期間

「緊急事態宣言」が解除されるまでの期間、「まん延防止等重点措置」適用期間に同じ

3. その他

野原グループ各事業会社およびカンパニーは、各々のBCP(事業継続計画)に従い事業活動を進めます。詳細は、各事業会社またはサービスのウェブサイトをご参照願います。

以上

なお、新型コロナウイルス感染拡大を巡る状況は刻々と変わることが予想されるため、政府の方針や行動計画にもとづき、上記対応内容を変更する場合がございます。

【本件に関する問い合わせ先】

野原ホールディングス株式会社  
総務部  
TEL : 03-3357-2231

(※1) 2021年5月17日現在、「緊急事態宣言」の対象地域は北海道・東京都・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・岡山県・広島県・福岡県（いずれも、5月31日に解除予定）、「まん延防止等重点措置」の適用地域は埼玉県・千葉県・神奈川県・岐阜県・三重県・愛媛県・沖縄県（期限は5月31日）および群馬県・石川県・熊本県（期限は6月13日）です。